

## 令和4年度 第2回建築審査会 議事録

1 日 時 令和4年9月27日(火) 午後3時から午後3時35分まで

2 場 所 広島市役所本庁舎 14階第7会議室

### 3 出席者

(1) 建築審査会側	会 長	塚 本 俊 明	委 員	烏帽子田 彰
	委 員	大 橋 弘 美	委 員	折 橋 洋 介
	委 員	天 満 類 子	委 員	松 尾 洋 治

※ 委員6名は、Web会議システムを利用して出席した。

(2) 建築審査会事務局	書記・課長補佐	佐々木 直彦	書記・主査	迫 将暢
特定行政庁側	書記・主任技師	升 岡 知美	書記・技師	山 崎 彩乃

### 4 審議事項

議案第3号 建築基準法第43条第2項第2号に係る許可  
(建築物の接道義務の特例に係る許可：西区横川町)

### 5 審議結果

議案第3号 同 意

### 6 報告案件

「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可

「法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可

### 7 公開・非公開の別

公開

### 8 傍聴人の人数

0人

### 9 会議資料

- (1) 議案第3号
- (2) 法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準に基づく許可案件報告書
- (3) 法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準に基づく許可案件報告書

### 10 発言の内容

別紙のとおり

1 審議事項について

議案第3号

- 議長 長 それでは、ただ今から審議を行います。  
議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
- 特定行政庁 議長 長 (別紙議案第3号により説明)  
ありがとうございました。  
お聞きになりましたように、全員ではないかもしれませんが、この審査会でかつて休憩所を許可した記憶がございます。  
今回、その敷地について建て替えるということで、この案件があがってきております。  
それでは、今の説明につきまして御意見、御質問がございましたらよろしくをお願いします。
- 委員 委員 質問をさせていただきます。  
交通上の観点の説明のところで、バスと普通車の入庫のピークにずれがあるというところ、それから、入庫と出庫が同時になったとき用に感知器と注意灯が設置され機能するという説明がありました。  
その中で幅員が8. 何メートルという説明があったと思うのですが、資料の中では8. 8メートル以上の記述がどの場所かというのがなかったと思いますので、具体的にそれがどこの位置を示すのかについて説明をお願いします。
- 特定行政庁 議長 長 よろしくをお願いします。  
(写真にあるとおり) 車両の注意灯というものがこちらに付いており、その下にある停止線のところの幅員が8. 3メートルあります。  
配置図でお示ししますと、今お示した停止線がこの付近で、この付近は8. 3メートル、幅員が現況でございます。  
また、ここに電柱があり広島市道の西側のこのところに停止線と警報灯のランプがありまして、この付近は8. 3メートルで、停止線のところで停まれるようになっております。
- 議長 長 ありがとうございました。  
これでよろしいでしょうか。
- 委員 委員 わかりました。それでしたら、入庫待ちの列ができるかどうかというのは、そのあたりでの検証ということで、市道と接する部分ではないということですね。
- 特定行政庁 委員 市道に影響が及ばないように、敷地内で完結するようになっていきます。
- 委員 委員 わかりました。  
ありがとうございます。
- 議長 長 ほかに御質問はありますか。  
お願いします。
- 委員 委員 現在の交通の利用状況はよく分かったのですが、今回のこの計画建物を増築した後の利用状況などに変化はあるのかどうか、というところの説明をお願いします。
- 議長 長 はい、ありがとうございます。  
よろしくをお願いします。
- 特定行政庁 委員 事務所が建築されても、使う自動車車庫は既存の自動車車庫の部分

になりますので、普通自動車の台数に変化はありません。

バスの駐車スペースに関しましては、今回事務所の1階にバスの駐車スペースを設けるのですが、どちらかというところとちょっと台数は減ると聞いておりますので、大きな変化は見られないと思います。

委員

よくわかりました。

ありがとうございました。

議長

長

よろしいですか。

ありがとうございます。

他にございますか。

委員

員

今のお答えを踏まえてお伺いします。

建物をみると社長室とかいろいろあるので、バスの出入庫だけでなく、従業員さんの出勤もあり、自家用車やバイクで出社する人などの通行量も増えるのではないかなと思います。

また、その隣の施設の人も一部は利用しているのかなと思うのですがどうですか。後ろはフェンスで仕切っているようですが、横から出られそうですし、その周りの障害者施設みたいなのもこの道路を実際は使用しているのではないかなと思うのですがどうなっていますか。

議長

長

ありがとうございます。

今の御質問よいでしょうか。

特定行政庁

隣はフェンスで仕切られているのですが、また通路が別に横にあります。

(写真にあるとおり) こちらの図の右側にも同じ幅ぐらいの通路があり、こちらのほうを完全に利用されております。ただフェンスは途中で途切れており、何かあれば横から出るようにはされているはずですが、基本的には隣の施設、厚生施設がありますが、厚生施設がそこを使うということはないという状況です。

委員

員

実際には使えるのですか。フェンスがどこまであるのかがよくわからないのですが。

特定行政庁

実際は中国JRバスのところにはゲートが設けられておりまして、その関係で実際入られているという雰囲気はない状態、現況はそうなっております。

委員

員

事実上独占ということなんですか、JRバスが。

特定行政庁

事実上は、JRバスが敷地を独占して、その通路を利用しているという状態です。

(写真にあるとおり) 隣の厚生施設のほうは、右側に厚生施設用の通路があります。ゲートなどは特段なく、そのまま入ると、さらに厚生施設のその奥には障害者施設あります。こちらのほうは右側にまた別の通路がございまして、そちらを介して障害者施設は使用されているとのこと。さらに左側がマンション用の通行になっています。

基本的には中国JRバスの敷地を利用する方がここの通路を利用するという現況になっております。

委員

員

この近辺は信号がないのですか。

特定行政庁

広島市道西1区174号線があり、この道路を制御する信号がありますので、その信号がストップしているときに合わせて、さらに横の厚生施設側から出てくる車を確認しながら出ていっしょというよ

うな状況です。

そのような状況ですので、中国 J Rバスとか、この周りの建築物のための信号というものはございませんが、近くにある信号を利用されて、交通の安全を確保しながら皆さん出ていらっしゃるという現況です。

議長 ありがとうございます。  
よろしいですか。

委員 特に使用する中国 J Rバス側の利用するバスとかは今までどおりで大きな違いはないと、そういうことで賜っていいんですね。

特定行政庁 はい。大きな変更はないというふうに確認しております。

議長 ありがとうございます。  
よろしいですか。

委員 はい。

議長 ほかに御質問、御意見等ありますでしょうか。

そろそろ出尽くしたような感じがございます。今の御質問の中で特に問題とかございませんね。

ということでございますので、議案第 3 号については、同意することとしたいと思っておりますが皆様よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし。)

議長 はい、ありがとうございます。それでは議案第 3 号については同意することといたします。

## 2 報告案件について

### 「法第 4 3 条第 2 項第 2 号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可の報告

議長 それでは、続きまして、「第 4 3 条第 2 項第 2 号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可の報告についてです。

これにつきましては、定例のものであるため、前回同様、資料送付をもって、報告の説明に代えさせていただきたいと思っております。

資料をご覧になって、御質問などございますでしょうか。

### 「法第 4 4 条第 1 項第 2 号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可の報告

議長 ないようでございますので、続きまして、「法第 4 4 条第 1 項第 2 号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可の報告について、でございます。

これにつきましては、事務局より定例のものではなく通常どおり説明をさせていただきたいとのことですので、そのようにいたします。それでは説明をお願いします。

特定行政庁 (別紙 法第 4 4 条第 1 項第 2 号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準に基づく許可案件報告書により説明)

議長 ありがとうございます。

ご覧になったように、ページでいうと 9 ページですね。1 件、調書があがっておりますが、このことについての御説明でした。

これについて御質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、これをもちまして本日の審議は終了いたします。

特定行政庁

す。

事務局のほうから何かございましたらよろしくお願いたします。

ありがとうございました。

2点ほど諸事連絡ということで、報告がございます。

まず1点目ですが、冒頭で申し上げればよかったのかもしれませんが、〇〇委員さんが7月8日、それから〇〇委員さんが8月9日にそれぞれ任期を満了されておりました、お伺いしたところ、引き続き、本審議会の委員ということで就任していただきました。

改めて引き続きよろしくお願いたします。

それからもう1点、2点目ですが、次回の審査会について、現時点でまだ日程等決まっておられません。

確定してからまた改めて、これまで同様メールによりまして御連絡を申し上げたいと思います。

よろしくお願いたします。

以上でございます。

それでは、本日はこれもちまして終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。